

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月16日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第46号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

公用車の契約変更に係る損害に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事由発生の日

令和7年2月28日

2 相手方

(1) 所在地 土浦市■■■■■■■■■■

(2) 法人名 ■■■■■■■■■ ■■■■■■■ ■■■ ■

3 契約変更の概要

公用車としてリース契約を締結している車両について、リース契約を契約期間の途中で解除したため、リース元である相手方に解約金を支払う。

4 損害賠償額

金176,958円

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金176,958円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。